

新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ



(11月30日現在) ※最新情報は市HPをご覧ください。

▲市HP

初回接種(1・2回目)は12月中に!

現在、初回接種(1・2回目)完了後、追加接種(3回目)を受けられるのは、12歳以上の方がファイザー・モデルナの接種を受ける場合、3カ月以上経過後となっています。武田社(ノバックス)の場合、6カ月経過後です。新型コロナウイルスの臨時接種期間は、令和5年3月31日までとなっていますので、期間中に追加接種(3回目)でオミクロン株対応ワクチンを受けたい人は、12月中に初回接種(1・2回目)を完了してください。

また、乳幼児用のワクチン接種は合計3回の接種で初回接種が完了します(3回で1セット)。3回のセットを期間中に完了するためには、1回目の接種を、遅くとも令和5年1月13日までに受ける必要があります。

接種可能な医療機関や集団接種会場の最新情報は、尾道市コールセンター(☎0570-001-297)か市HPでご確認ください。

接種の対象と使用するワクチン

〈12歳以上の人に使用するワクチン〉

ワクチンの種類	1・2回目接種		3回目以降の接種(注1)	
	12歳以上	18歳以上	12歳以上	18歳以上
ファイザー社ワクチン	○【従来型】	○【オミクロン株対応型】	○【オミクロン株対応型】	○【オミクロン株対応型】
モデルナ社ワクチン	○【従来型】	×	×	○【オミクロン株対応型】
武田社ワクチン(ノバックス)	○【従来型】	×	×	○【従来型】 ※3回目以降の接種はオミクロン株対応2価ワクチンが基本ですが、選択肢として接種可。

(注1) 前回最終接種から一定期間(ファイザー社とモデルナ社ワクチン:3カ月、武田社ワクチン(ノバックス):6カ月)以上経過している人は接種可能。

〈12歳未満(生後6カ月~11歳)の人に使用するワクチン(注2)〉

ワクチンの種類	1・2回目接種		3回目接種	
	生後6カ月~11歳	生後6カ月~4歳	生後6カ月~4歳	5歳~11歳
ファイザー社ワクチン	○【従来型】	○【従来型】 ※初回接種の3回目として、1~3回目接種を一連の接種として実施。	○【従来型】 ※3回目接種は、初回接種(1・2回目接種)を終了した後の追加接種として実施。	○【従来型】

(注2) 用量等が違うため、5~11歳には小児用ワクチン、生後6カ月~4歳には乳幼児用ワクチンを使用します。

新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行に注意しましょう

新型コロナと季節性インフルエンザが同時流行した場合、より多くの発熱患者が同時に生じるため、発熱外来(診療・検査医療機関)がひっ迫する可能性があります。

発熱などの体調不良になったときのため、事前に備えておきましょう。

- 準備しておくよいもの**
- 解熱鎮痛薬
 - 新型コロナ抗原定性検査キット(〔体外診断用医薬品〕か〔第1類医薬品〕の表示があるもの)
 - 日持ちする食料(5~7日分)
 - その他生活必需品
 - 体温計 など

- 確認しておくよいもの**
- 受診・相談センターの連絡先(☎082-513-2567)
 - こどもが発熱したときの相談先(こども医療相談#8000)

もしも検査キットで陽性になったら……

- 重症化リスクの高い人 → 医療機関を受診してください。
- 重症化リスクの低い人 → 広島県陽性者登録センターへWeb登録してください。詳しくは広島県HPをご確認ください。

☎ 広島県抗原検査事務局(☎082-569-8070) ▲県HP

※聴覚障害等で電話やWEBでの相談、予約が難しい人は尾道市健康推進課までFAXにてご相談ください。(FAX 0848-24-1966)

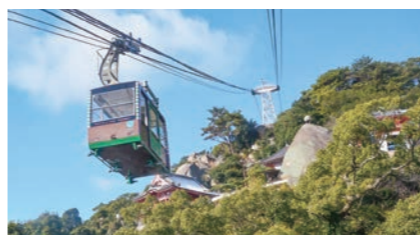
- 問い合わせ先**
- 接種の予約・ワクチンについて一般的なこと など
尾道市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎0570-001-297(土・日・祝日を含む 8:30~17:15 ※年末年始を除く。)
 - 副反応やワクチンについて専門的なことや一般的なこと など
広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎082-513-2847(土・日・祝日を含む 24時間対応)

くらしの窓

市からのお知らせ

千光寺山ロープウェイの年末年始の運行について

年末年始は休まず運行します。
※1月1日は午前6時30分から運行します。山頂駅にて、ロープウェイに乗車の100人に、尾道観光カレンダーをプレゼントします。



新しい展望台の「PEAK」や「MiTe Mi(ミテミ)」から、新年を迎えた尾道を見てみませんか。
☎ 千光寺山ロープウェイ(☎0848-22-4900)

水道管にも防寒対策をしましょう

寒さが厳しくなると、水道管が凍結して水が出なくなることがあります。宅内の水道管が破裂した場合、修理費用は自己負担となりますので、早めの防寒対策を行いましょう。

■凍結を防ぐには

市販の保温材や毛布・布などで水道管を覆い、ビニールテープを巻くなどの方法が有効です。

覆った毛布や布がぬれると逆効果になるので、さらに上からビニールをかぶせるなどしてください。

■凍結して水が出ない時には

蛇口にタオルなどを巻き、ぬるま湯をかけてゆっくりと溶かす方法が有効です。

■水道管が破裂した場合には

水道メーターのそばにある元栓(止水栓)を閉め、最寄りの尾道市指定給水装置工事事業者へ連絡してください。指定給水装置工事事業者については、お問い合わせいただくか、市HPでご確認ください。

☎ 上下水道局経営総務課(☎0848-37-8700)
上下水道局因島瀬戸田営業所(☎0845-22-0499)

市議・市長選挙立候補予定者への説明会を開催します

令和5年は、統一地方選挙の年です。4月9日(日)には広島県議会議員一般選挙が、4月23日(日)には尾道市議会議員一般選挙と尾道市長選挙が行われる予定です。

市議会議員・市長選挙の立候補予定者への説明会を次のとおり行います。

- ☎ 令和5年2月25日(土) 9:30~ ☎ 市役所本庁
※当日、届出関係書類をお渡しします。
※参加者は、1立候補予定者につき2人以内でお願いします。

政治家の寄附・あいさつ状は禁止です

年末年始は、歳暮や年賀など贈り物の多くなる季節です。しかし、政治家(立候補予定者も含む)が選挙区内の人にお金や物を贈ることや、有権者が寄附を求めることは、法律で禁止されており、違反すると罰せられます。

また、政治家が選挙区内の人に年賀状などの時候のあいさつ状を出すことも禁止されています。

☎ 選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会(☎0848-38-9258)

下水道使用料を改定します

7月号でお知らせしていた下水道使用料の改定について、令和5年2月の請求分から、改定後の使用料を適用します。

※検針月の関係で、一部の人は令和5年1月請求分からとなります。

財政状況の改善を図り、快適な暮らし・良好な水環境を保つことを目指すため、改定についてご理解をお願いします。

■下水道使用料の改定前と改定後(月額・消費税込)

公共下水道(旧尾道市)				
種別	排水量/月	改定前	改定後	増額分
一般用	10m ³	1,100円	1,265円	165円
	20m ³	2,640円	3,047円	407円
	30m ³	4,400円	5,082円	682円
	50m ³	8,580円	9,911円	1,331円

※ひよりが丘団地及び虹が丘団地の汚水処理施設使用料についても、同じ使用料を適用します。

特定環境保全公共下水道(旧御調町)

種別	排水量/月	改定前	改定後	増額分
事業施設	30m ³ まで	4,950円	5,742円	792円
	31m ³ 以上	1m ³ あたり 165円	191.4円	26.4円

※メーター検針分について改定し、一般家庭など(世帯人員制)は改定しません。

☎ 上下水道局経営総務課(☎0848-29-3411)